

行政改革大綱

はじめに

今日、我が国経済は構造的な不況に陥っており、本組合財政についても港湾収入の落ち込み、公債費が累増するなど財政構造が硬直化の傾向を示しており、今後ますます厳しい状況が予想される。

そのような中でも国際競争力の強化と、IT化等港湾物流を取り巻く環境変化への対応、港湾の安全確保と地域防災機能の強化、賑わいのあるウォーターフロントの開発、環境負荷低減に向けた取組など、魅力ある港づくりを進めていくことが求められており、そのためにも限られた本組合の資源を重点施策に集中するとともに、本組合外との協働、情報の共有を進め、職員の意識改革のもとに新たな行政課題に取り組んで行く必要がある。

こうした観点に立って流動的な社会情勢に柔軟かつ弾力的に対応できるよう行財政運営の体制整備を図り、さらなる行政改革の推進に取り組んでいくため「名古屋港管理組合行政改革大綱」を策定したものである。

第1 行政改革を推進する基本的な考え方

1 行政改革の必要性

本組合は平成9年度に「名古屋港管理組合行政改革実施計画」を策定（平成11年度にはフォローアップを実施）し、これに基づき、行政サービスの向上、簡素で効率的な事務事業の実現、安全と信頼性の確保、行政コストの削減、行政サービスの質的向上の項目で全庁的に行政改革に取り組んできた。

しかしながら今日の本組合財政は組合債残高が増加傾向にあるなど義務的経費の圧迫により、極めて厳しい状況にある。

本組合が魅力ある港づくりを進め、よりよいサービスの向上を図っていくためには更なる行政改革を推進することが必要である。

2 行政改革を進める視点

社会経済情勢の変化や環境に対する関心の高まり等、価値観の多様化に柔軟に対応し、効率的な行財政運営と効果的な港湾サービスの提供を図る。

行財政を総合的かつ計画的に行政サイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）の中で運営していくためにも、行政評価システムを本格導入し、改革に取り組んでいくものとする。

(1) 国際競争力の強化及び使いやすい港づくり

国際競争力の強化及び使いやすい港づくりの視点から、グローバルスタンダードの港湾サービスの提供等の具体的な取組を進める。

(2) IT化の推進

本組合も国が進める行政の情報化と並行して、日本を代表する港湾の管理者としてIT化を進めて行く。そのために港湾機能のIT化に加え、本組合内の行政事務の効率化も含めた総合的な計画を策定しこれを推進していく。

(3) 財政健全化への対応

構造的な不況に陥っている経済状況の中、港湾収入の落ち込みが続き、公債費等の義務的経費が増加するなど財政は今後ますます厳しくなることが予想されるため、財政構造及び財政運営手法の改革に努める。

(4) 職員の意識改革と能力開発

多様化、複雑化する行政需要に的確に対応するため、過去の慣習にとらわれず、主体的に考えることのできる積極性、創造性のある職員が求められている。そのためにも、職員の意欲を高めるとともに、最小のコストで最大の効果を上げるというコスト意識の醸成を図っていく。

(5) 数値目標の設定等

行政改革の取組の内容について、できる限り目標の数値化を図り、具体的で分かりやすくするとともに、行政改革に関する情報についてインターネット等の手段を利用して積極的な情報公開等を行う。

第2 行政改革の推進項目

1 事務事業の抜本的見直し

限られた人員・財源の中で、社会経済情勢の変化や多様化する住民・港湾利用者（以下「住民等」という。）のニーズ、新たな行政課題に的確に対応していくため、緊急性、優先性、効率性を勘案し、事務事業の見直しを図る。

(1) 業務プロセスの抜本的見直し

単に業務の処理方法だけをパソコンに置き換えるという単なる事務改善ではなく、これまでの業務ルールを見直し、行政コストの縮減、業務の効率化、サービスの向上などの改善とIT化を合わせて、業務プロセスの抜本的な再構築を図っていく。

(2) 事務事業の整理合理化

事務事業の整理合理化を進めるための全体方針・計画の策定等（政策体系の確立）の強化を行いつつ、効果的な進行管理の徹底を図る。事務事業の整理合理化に当たっては、行政評価システムを導入するとともに、住民等に対する説明責任を果たしうるような基準づくりに努める。

(3) 民間機能の活用

行政運営の効率化、港湾サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適当な事務事業については、行政責任の確保、港湾サービスの維持向上等に留意し積極的かつ計画的にアウトソーシング（外部資源の活用）や民間機能の活用を推進する。

(4) 危機管理への対応

従来考えていた自然災害への対応のみならず、人的災害やテロ等への対応も進める。

2 財政構造の健全化

厳しい財政状況が今後とも引き続くことが予測されることから、自主財源の確保や施策の見直し・重点化などの財政改革を強力に進めるとともに、組合債の抑制、財政運営手法の改革等を図り、財政構造の健全化に努める。

(1) 組合債の計画的発行

組合債残高増大に伴う公債費の増加により、将来の公債費負担が本組合の財政運営に支障を来すことが予測されるため、組合債の発行を抑制（数値目標の設定）しつつ、できる限り効果的な運用に努める。

(2) 補助金の削減

補助金については、社会経済情勢の変化等に応じて存在意義の薄れたもの、補助効果が少ないものなども含め、過去の経緯にとらわれず、廃止・縮減を図る。

(3) 公共工事のコスト縮減

港湾利用者の立場に立った適切な設計を行うとともに、公共施設としての質を損なうことなく、数値目標を掲げコスト削減を行う。

(4) P F I の導入検討

財源使用の効率化、組合債残高の増大防止の観点から、P F I の活用を検討する。

(5) 行政活動の効率性の検討等

行政コスト計算書やバランスシート等を活用してコスト面での分析と行政活動の成果を対比させることにより、行政活動の効率性の検討に資するとともに、住民等への説明責任を果たしていく。

(6) 本組合財政制度の見直し

財政の効率化、総合調整機能の強化及び幅広い視野に立つ財政計画の立案及び財政運営に資するための見直しを行う。

3 組織・体制の見直し

(1) 組織の見直し

現行の組織については、極力スリム化を図るものとし、事務所の統合に際しては、効率的な港湾行政が行えるよう権限委譲も含め、体制を強化するものとする。

(2) 組織横断的な調整

港湾利用者へのサービス提供や施策等の実施に当たっては、組織相互間の横断的な調整機能を強化するなど、事務事業が総合的に実施できるように努める。

(3) 職員定数の適正な管理

職員定数については、職員の勤労意欲に十分配慮しつつ、目標を定め、適正な管理を図っていく。

4 外郭団体の経営改善及び体制の見直し

外郭団体は文化、教育、海事思想の普及、レクリエーション、港湾関係者等のニーズに応ずるため、本組合の補完的組織として重要な役割を果たしてきている。その観点から外郭団体においても、各団体の設立目的、業務内容、活動の実態等については、社会経済情勢の変化等に即応して常に検討を行い、可能な限り経営改善を図るように求め、統廃合を含めた合理化策などにより体制の強化を図る。

5 人事・給与制度の見直し

(1) 人材の育成

これからの港湾行政を担うに足る人材の育成に関する基本方針を策定する。

基本方針には、長期的・総合的な視点に立ち、職員の能力を最大限に発揮できるよう、ジョブ・ローテーション・システム（経験の蓄積のため職員を計画的に異なる仕事に就

かせる制度)の確立、新しい視点を加味した勤務評定制度の充実を内容として盛り込むこととする。

人材の育成に当たっては、待遇はもとより、政策形成能力、IT化への対応能力及び自主判断能力の向上に重点を置く職員研修を実施していく。

(2) 給与制度の見直し

給与の見直しについては、財政状況の悪化、行政及び公務員を取り巻く環境の厳しさなどを踏まえ、給与水準については、国及び関係地方公共団体との均衡に配慮しつつ、給与の適正化に努める。給与制度の運用、諸手当のあり方等についても見直しを進める。

6 情報化の推進等による港湾行政サービスの向上

IT港湾を目指し、インターネット等の情報技術の活用により、情報化の推進を図るなど、港湾行政サービスの向上に努めていく。

(1) 名古屋港の情報化の推進

ITを利用した国際競争力の確保や上質なサービスの提供を行うなど港湾機能の強化のため、名古屋港における総合的なIT活用計画を策定する。

(2) 行政情報化の推進

インターネット等の技術を積極的に活用し、行政情報の電子化とその総合的利用を図るとともに、他の官公庁との電子情報の交換・相互利用のシステム化、ネットワーク化を推進する。

7 公正の確保と透明性の向上

行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続制度を適正に運用するとともに、行政情報の積極的な提供を図っていく。

(1) 住民等への情報提供の推進

行政改革の推進に当たっては、住民等の理解と協力が不可欠であることから、幅広い行政情報について、インターネット等の様々な情報通信手段を活用し積極的な情報公開に努める。

(2) 公共工事等の入札及び契約の適正化

公共工事等の入札や契約に関して疑惑を招かぬようにするとともに、適切な施行を確保し、良質な社会資本の整備等を効率的に推進していく。

8 行政への住民等参加の一層の推進

魅力あるみなとづくりを推進するため住民等との協働関係の構築を図るとともに、住民等の声を行政に活かすように努める。そのためにも住民等の声を聞き募る広聴が重要なものとなる。一方通行的ではなく、双方向性を重視し、パブリック・コメント等の手続など制度の導入検討を行っていく。

また、NPOやボランティアの役割も高まると考えられるが、それらの活用に当たっては、責任の範囲、活動の限界等を十分踏まえ、単に行政の事務事業の代替としないように留意する等、本組合としてNPO等のあり方について検討していく。

9 環境負荷の低減に向けた取組

(1) 名古屋港港湾環境計画に基づいて、港湾環境について一体的な取組を推進していく。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律が制定されるなど循環型社会の構築に向けた枠組みが強化されている。このような状況を踏まえ建設副産物のリサイクル推進、リサイクル資材の受け入れを体系的かつ着実に推進するための取組を行っていく。

第3 取組方針

「名古屋港管理組合行政改革大綱」は、本組合における基本的な考え方及び方向性を示すものである。今後は本大綱及び本大綱に基づき策定する行政改革実施計画等により、可能な限り具体的な数値目標を定めるとともに、計画的に行政改革を進めていくこととする。

また、行政改革の推進にあたっては、本大綱に盛り込まれた諸課題のみならず、時代の動向等本組合を取り巻く状況を踏まえ、行財政運営全般について絶えず新たな視点に立って見直しを進めていくものとする。